

指定特定非営利活動法人の事業の概要の変更に伴う基準の適合について

指定特定非営利活動法人から「事業の概要の変更の届出」がありましたので、「地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例」第 11 条第 2 項の規定により、当該指定特定非営利活動法人の基準の適合について、委員会のご意見をお聴きいたします。

1 変更の届出内容

(1) 届出を行った法人

指定特定非営利活動法人ワーカーズわくわく

(平成 28 年 6 月 15 日指定)

※ 詳細については、【資料 4-2 (法人の概要)】参照

(2) 届出内容

事業の概要の変更 (平成 28 年 9 月 8 日届出)

変更前	変更後
①介護、介助、家事援助、保育、有償移送サービスなどの在宅福祉サービス事業	①介護、介助、家事援助、保育、有償移送サービスなどの在宅福祉サービス事業
②介護保険法に基づく居宅介護支援事業	②介護保険法に基づく居宅介護支援事業
③介護保険法に基づく居宅サービス事業	③介護保険法に基づく居宅サービス事業
④介護保険法に基づく介護予防サービスに関する事業	④介護保険法に基づく介護予防サービス 又は第 1 号事業
⑤介護保険法に基づく地域密着型介護サービス事業	⑤介護保険法に基づく地域密着型介護サービス事業
⑥障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業 および 地域生活支援事業	⑥障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業 および 地域生活支援事業 および 相談支援事業
⑦児童福祉法に基づく障害児通所支援事業	⑦児童福祉法に基づく障害児通所支援事業 および 指定障害児相談支援事業
⑧地域の児童、家庭を支援する事業	⑧地域の児童、家庭を支援する事業
⑨地域の交流を活性化する事業	⑨地域の交流を活性化する事業
⑩その他、本会の目的を達成するために必要な事業	⑩その他、本会の目的を達成するために必要な事業

裏面あり

2 基準の適合について

指定特定非営利活動法人変更届出書等を審査した結果、次の指定基準に適合することを確認しています。

- (1) 指定基準1：市内で活動する特定非営利活動法人であること。
- (2) 指定基準3：地域等の課題の解決に資する特定非営利活動を行う特定非営利活動法人であって、当該特定非営利活動について、当該特定非営利活動法人以外のものから支持されている実績があるものであること。

※ 詳細については、【資料4-3（指定基準適合表）】【資料4-4（公益要件の適合について）参照】

3 関係法令

- (1) 地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例（抜粋）

（事業の概要等に関する変更の届出等）

第11条 指定特定非営利活動法人は、第3条第1項第3号（※）若しくは第4号（※）又は第7条第2項第1号（※）若しくは第3号（※）に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出（第3条第1項第3号又は第4号に掲げる事項の変更による場合に限る。）があった場合において、必要があると認めるときは、委員会に意見を聴いた上で、当該指定特定非営利活動法人が第4条第1項各号に掲げる基準に適合するかどうかを確認しなければならない。

- (2) 地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例施行規則（抜粋）

（事業の概要等に関する変更の届出）

第13条 条例第11条第1項の規定による届出は、指定特定非営利活動法人変更届出書に次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付して行わなければならない。

(1) 条例第3条第1項第3号又は第4号に掲げる事項の変更による場合

ア 条例第4条第1項第1号及び第3号に掲げる基準（条例第3条第1項第4号に掲げる事項の変更による場合にあつては、条例第4条第1項第1号に掲げる基準）に適合する旨を説明する書類

イ 変更後の定款（定款の変更をした場合に限る。次号アにおいて同じ。）

ウ 当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本（定款の変更をした場合（法第25条第3項の規定により所轄庁の認証を受けなければならない事項に係る定款の変更をした場合を除く。）に限る。次号イにおいて同じ。）

エ 当該定款の変更に係る法第25条第3項の規定による所轄庁の認証を受けたことを証する書類の写し

オ 登記事項証明書

※○第3条第1項第3号：特定非営利活動法人が現に行っている事業の概要

○第3条第1項第4号：市内における特定非営利活動法人が特定非営利活動を行う地域

○第7条第2項第1号：名称

○第7条第2項第3号：主たる事務所及び市内の事務所の所在地

指定特定非営利活動法人の概要

法人名	特定非営利活動法人ワーカーズわくわく
代表者の氏名	理事長 飯塚 陵子
主たる事務所の所在地	横浜市瀬谷区瀬谷四丁目 30 番地の 2
設立年月日	平成 13 年 11 月 22 日
定款に記載されている目的	<p>本会は、「誰でもが安心して普通に暮らせる町づくり」をめざし、地域の人々に対して「共感」を大切に、介護及び福祉に関する活動や子育てを支援する活動を行い、お互いに支え合い助け合う豊かな地域社会の構築と、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。</p>
活動分野	保健、医療又は福祉の増進を図る活動
事業の概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 介護、介助、家事援助、保育、有償移送サービスなどの在宅福祉サービス事業 2 介護保険法に基づく居宅介護支援事業 3 介護保険法に基づく居宅サービス事業 4 介護保険法に基づく介護予防サービス又は第1号事業 5 介護保険法に基づく地域密着型介護サービス事業 6 障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業 および 地域生活支援事業 および 相談支援事業 7 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業 および 指定障害児相談支援事業 8 地域の児童、家庭を支援する事業 9 地域の交流を活性化する事業 10 その他、本会の目的を達成するために必要な事業
活動地域	瀬谷区

指定基準適合表

(指定基準3(公益要件)の適合については、【資料4-4】参照)

	要件	特定非営利活動法人 ワーカーズわくわく
		判定
指定基準1	市内で活動する特定非営利活動法人であること	適合
指定基準2	特定非営利活動促進法第44条第1項の認定を受けた特定非営利活動法人でないこと	
指定基準3	地域等の課題の解決に資する特定非営利活動を行う特定非営利活動法人であって、当該特定非営利活動について、当該特定非営利活動法人以外のものから支持されている実績があるものであること	適合
指定基準4	運営組織及び経理に関し、次に掲げる基準に適合していること	
	(1) ア 役員の数の中に役員及びその親族等の占める割合が3分の1以下であること イ 特定の法人の役員又は使用人である者等の割合が3分の1以下であること	
	(2) 各社員の表決権が平等であること	
	(3) 公認会計士若しくは監査法人の監査を受けていること又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っていること	
指定基準5	(4) 不適正な経理が行われていないこと	
	事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること	
	(1) ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成する活動を行っていないこと イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動を行っていないこと ウ 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動を行っていないこと	
	(2) 役員等に対し報酬又は給与の支給等に関して特別の利益を与えないこと	
指定基準6	次に掲げる書類について正当な理由がある場合を除きその事務所において閲覧させること	
	(1) 事業報告書等、役員名簿及び定款等	
	(2) ア 指定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ※指定後の閲覧対象書類 イ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ※指定後の閲覧対象書類 ウ 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ※指定後の閲覧対象書類 エ 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項等を記載した書類 ※指定後の閲覧対象書類 オ 事業の概要等に関する変更の届出に添付した指定基準に適合する旨を説明する書類 ※指定後の閲覧対象書類 カ 助成金の支給を行った場合の助成の実績を記載した書類 ※指定後の閲覧対象書類	
指定基準7	事業報告書等を提出していること	
指定基準8	法令等又は法令等に基づいてする行政庁の処分に違反する事実等がないこと	
指定基準9	設立の日以後1年を超える期間が経過していること	
欠格事由	(1) 役員の中に、次のいずれかに該当する者がいない ア 指定の取消しがあった日以前1年以内に理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの イ 認定又は仮認定の取消しがあった日以前1年以内に理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日から5年を経過しない者 エ NPO法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反した又は刑法204条等の罪を犯し罰金刑に処せられ5年を経過しない者 オ 暴力団の構成員等	
	(2) 指定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	
	(3) 認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	
	(4) 仮認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	
	(5) 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	
	(6) 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	
	(7) 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	
	(8) 次のいずれかに該当する法人 ア 暴力団 イ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	
備考1	縦覧期間中の市民からの法人に対する意見	
備考2	実態確認調査日	

指定基準3（公益要件）に関する適合について

◎指定基準3：地域等の課題の解決に資する特定非営利活動を行う特定非営利活動法人であって、当該特定非営利活動法人以外のものから支持されている実績があるものであること

要件	確認した書類等	特定非営利活動法人ワーカーズわくわく
		法人による説明内容（要約）
ア 地域等の課題の解決に資する特定非営利活動を行う特定非営利活動法人である		
※ 次の(7)から(オ)の項目を総合的に判断		
(7) 法人の行う特定非営利活動に係る事業が横浜市の施策に合致しているものであること	<ul style="list-style-type: none"> ■過去の事業報告書等 ■委託契約書 	瀬谷区において、生活に困難を抱える子どもに対する学習支援や生活体験、対象となる家庭の保護者への相談支援・生活支援を横浜市から委託を受けて実施。
(イ) 事業や資金計画などに計画性があり、活動の継続性が見込まれること	<ul style="list-style-type: none"> ■過去の事業報告書等 ■法人提出の事業計画、収支予算、人員体制 ■総会・理事会の議事録 ■帳簿類 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成4年に市民団体として発足し、地域の課題や要望に応えながら事業を拡大し、23年間にわたり活動を継続してきた実績がある。 ・介護保険法や障害者総合支援法等に基づく公的な福祉サービスを行う指定事業者となることで、安定した収入を得ている。
(ウ) 受益の機会が一般に開かれていること	<ul style="list-style-type: none"> ■パンフレット、広報誌 ■ホームページ 	ホームページや区役所・地域ケアプラザにパンフレットを置くことで事業内容を紹介し、利用者を制限していない。
(エ) 自主的・自発的に独立して行われていること	<ul style="list-style-type: none"> ■過去の事業報告書等 ■パンフレット、広報誌 ■ホームページ ■帳簿類 	<ul style="list-style-type: none"> ・主に公的な制度の対象とならない住民を対象に、家事、外出支援、買物支援等の身近な手助けを行う「たすけあい事業」を、団体設立以来継続して実施している。 ・誰でも気軽に交流ができる場である「わくわくくつろぎサロン」や、地域交流を目的としたホームページ「瀬谷このみち」を運営し、地域交流の活性化に取り組んでいる。
(オ) その他、市民の利益に資すること	<ul style="list-style-type: none"> ■過去の事業報告書等 ■パンフレット、広報誌 ■ホームページ 	介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法に基づく公的な福祉サービスを行い、地域福祉の増進に寄与している。
イ 当該法人以外のものから支持されている実績がある		
(7) 行政から支持を受けている実績	<ul style="list-style-type: none"> ■委託契約書 	「瀬谷区支えあい家族支援事業」 委託内容：生活に困難を抱える子どもに対する学習支援や生活体験、対象となる家庭の保護者への相談支援・生活支援 委託元：横浜市（瀬谷区子ども家庭支援課） 委託期間：平成25年4月1日～平成29年3月31日（毎年度更新）
(イ) 地域の住民、企業等から支持を受けている実績	<ul style="list-style-type: none"> ■助成交付通知書 	「瀬谷区社会福祉協議会年末たすけあい配分金」 助成内容：放課後等デイサービスにおける地域交流を目的とした餅つき大会への助成 助成元：瀬谷区社会福祉協議会（赤い羽根共同募金） 助成期間：平成27年12月19日